

定 款

東京インキ株式会社

東京インキ株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、東京インキ株式会社と称する。

② 英文では、TOKYO PRINTING INK MFG.CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種印刷インキ、謄写版インキ、塗料、印刷用塗料用ワニスおよび各種印刷インキ原料の製造販売
2. 染料、顔料、合成樹脂用着色剤、合成樹脂およびその加工製品の製造販売
3. 各種印刷諸材料の製造販売および印刷機械ならびに印刷用関連機器の製造販売
4. 各種の製版、印刷、製本およびその製品の販売
5. 農業用ハウス、灌漑用パイプ等農業用、土木用資材の製造販売およびその施設の設計、施工、請負
6. 医療用具の製造販売
7. 不動産の売買および賃貸借
8. レジャー施設、宿泊施設の経営および賃貸借
9. 駐車場、ガソリンスタンドの経営
10. 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
11. 紙およびプラスチックフィルム等による包装材料の製造販売
12. 工業薬品および化学薬品の製造販売
13. 労働者派遣事業
14. コンピュータ、ワードプロセッサ、ファクシミリ、複写機等各種電子機器およびこれらの部品、材料、ソフトウェアの製造販売
15. 土木工事および建築工事の設計、監理ならびに工事の請負
16. 大気、水質、土壌、顔料、インキ、プラスチック等の化学分析その他各種分析、試験および検査ならびにこれらに関する調査の受託および技術指導
17. 合成樹脂加工用機械、包装用機械、医薬品加工用機械、建築資材製造用機械、その他各種機械およびその付属品の製造販売
18. 前各号に附帯または関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都北区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、740万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿等管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(定 員)

第19条 当社の取締役は、11名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役、顧問)

第23条 取締役会の推薦により、相談役または顧問を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(定 員)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第34条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことがで

きる。

（監査役会の決議方法）

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第41条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任 期）

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和36年7月29日一部変更
昭和37年1月29日一部変更
昭和38年7月29日一部変更
昭和39年1月29日一部変更
昭和40年1月30日一部変更
昭和42年7月29日一部変更
昭和48年1月29日一部変更
昭和50年1月30日一部変更
昭和57年8月27日一部変更
昭和59年8月29日一部変更
昭和62年8月28日一部変更
平成 3年6月27日一部変更
平成 6年6月29日一部変更
平成 7年6月29日一部変更

平成10年6月26日一部変更
平成14年6月27日一部変更
平成15年6月27日一部変更
平成16年6月29日一部変更
平成17年6月29日一部変更
平成18年6月29日一部変更
平成21年6月26日一部変更
平成22年1月06日一部変更
平成27年6月26日一部変更
平成29年6月29日一部変更
平成29年10月1日一部変更
平成30年6月28日一部変更
2022年6月29日一部変更
2023年3月01日一部変更